

看多機ほ一む桜の里 利用料金(別紙)

令和7年12月1日現在

介護保険の給付対象となるサービス

(1)「通い」「訪問」「宿泊」(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

(2)料金表によって、利用者の要介護度に応じた介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額をお支払いいただきます。ただし、給付限度額を超えた部分のサービス利用料金は全額自己負担となります。

[基本料金／月]

※一月単位の包括費用の額

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	12,447円	24,894円	37,341円
要介護2	17,415円	34,830円	52,245円
要介護3	24,481円	48,962円	73,443円
要介護4	27,766円	55,532円	83,298円
要介護5	31,408円	62,816円	94,224円

※短期利用居宅介護費(1日につき)

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	571円	1,142円	1,713円
要介護2	638円	1,276円	1,914円
要介護3	706円	1,412円	2,118円
要介護4	773円	1,546円	2,319円
要介護5	839円	1,678円	2,517円

*登録定員を超えている場合若しくは、算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合、又は登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定します。

*主治医が、末期の悪性腫瘍、そのほか別に厚生労働大臣が定める疾病等で医療保険の訪問看護を頻回に利用した場合、下記の減算があります。厚生労働大臣が定める疾病は下記に示した通りです。

医療による訪問看護による減算	要介護1～3	要介護4	要介護5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行なわれる場合 ※別に厚生労働大臣が定める疾病等により頻回の医療保険の訪問看護が行なわれる場合	-925円/月	-1,850円/月	-2,914円/月
特別指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合	-30円/日	-60円/日	-95円/日

※別に厚生労働大臣が定める疾病の内容とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)をいう)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊

髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

[加算料金：看護小規模多機能・短期入所 共通]

加算料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円／月	20円／月	30円／月	生産性向上の取り組み
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：短期入所利用時	12円／日	24円／日	36円／日	介護福祉士を40%以上配置 常勤職員が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：看護小規模多機能利用時	350円／月	700円／月	1050円／月	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	単位数×14.6%			介護職員等の処遇改善

[加算料金：短期入所のみ]

加算料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200円／日	400円／日	600円／日	緊急に短期利用居宅介護を利用することが 適当であると判断した者

[加算料金：看護小規模多機能のみ]

加算料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
初期加算	30円／日	60円／日	90円／日	登録日から30日以内
認知症加算Ⅱ	890円／月	1780円／月	2670円／月	日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算Ⅳ	460円／月	920円／月	1380円／月	要介護2で日常生活自立度Ⅱ
若年性認知症利用者 受入加算	800円／月	1600円／月	2400円／月	若年性認知症の方の受け入れ
退院時共同指導加算	600円／回	1200円／回	1800円／回	初回の訪問看護
緊急時対応加算	774円／月	1548円／月	2322円／月	緊急時訪問・宿泊
訪問体制強化加算	1000円／月	2000円／月	3000円／月	訪問サービス200回以上／月
総合マネジメント 体制強化加算(Ⅰ)	1200円／月	2400円／月	3600円／月	医師やその他サービス、 地域との連携を計画
特別管理加算(Ⅰ)	500円／月	1000円／月	1500円／月	悪性腫瘍・気管切開を受けている 気管カニューレ・留置カテーテル
特別管理加算(Ⅱ)	250円／月	500円／月	750円／月	透析 酸素 経管栄養 人工肛門 褥瘡 疼痛管理
ターミナルケア加算	2500円／月	5000円／月	7500円／月	ターミナルケアの提供
科学的介護推進加算	40円／月	80円／月	120円／月	厚労省へデータ提出・活用
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円／回	300円／回	450円／回	月2回まで、口腔機能向上の取り組み

- ・ 下記のものは限度額に含まれません。中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／訪問体制強化加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／看護体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算
- ・ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ・ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、「通い」「訪問」「宿泊」のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。登録終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ・ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

[料金表：その他保険外サービス等]

食事に要する費用	朝 370 円、昼 680 円、夕食 480 円 ＊特別食ご利用の方は、別途料金頂きます。
トロミ剤使用料	500 円／月
泊まりに要する費用	2,600 円／1 泊(食事は別途料金)、1,000 円/1 泊(生活保護受給者)
オムツ代	事業所がオムツを提供した場合は、実費をお支払いいただきます。
イベント等	季節の行事は実費をお支払いいただきます。
文化活動	手芸・生け花等は実費をお支払いいただきます。
その他費用	歯ブラシ、化粧品などの日常生活費は実費をお支払いいただきます。
ハウスクリーニング代	14日以上 の連泊を利用された時、連泊利用中止した場合にハウスクリーニング代として費用の実費負担をいただきます。例外として、14日未満の連泊であっても、汚れの度合いによってはハウスクリーニング代を請求させていただきます。
病院同行等費用	福山市を超えて行う看護小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び病院受診付き添い等費用は、実費徴収する。ただし交通費は出発点から、1kmごとに50円の負担になります。同行費用は半日(4時間迄)で 5,000 円。1日(8時間迄)は 10,000 円のご負担になります。

利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス

■ 医療保険による訪問看護

訪問看護基本療養費Ⅰ 同一建物居住者以外に対する 訪問看護		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
保健師・看護師等 による場合	週3日目まで	555 円	1,110 円	1,665 円			
	週4日目以降	655 円	1,310 円	1,965 円			
准看護師による 場合	週3日目まで	505 円	1,010 円	1,515 円			
	週4日目以降	605 円	1,210 円	1,815 円			
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の場合	-	555 円	1,110 円	1,665 円			
訪問看護基本療養費Ⅱ 同一日に同一建物居住者が 2人の場合と3人以上の場合		同一日に2人			同一日に3人以上		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
保健師・看護師等 による場合	週3日目まで	555 円	1,110 円	1,665 円	278 円	556 円	834 円
	週4日目以降	655 円	1,310 円	1,965 円	328 円	656 円	984 円
准看護師による 場合	週3日目まで	505 円	1,010 円	1,515 円	253 円	506 円	759 円
	週4日目以降	605 円	1,210 円	1,815 円	303 円	606 円	909 円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の場合	-	555 円	1,110 円	1,665 円	278 円	556 円	834 円

+

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	月の初日の訪問	月の初日の訪問
安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提供するとともに、訪問看護の実施に関して計画的な管理を継続して行なった場合	744円／日	1488円／日	2232円／日
	2日目以降	2日目以降	2日目以降
	300 円／日	600円／日	900円／日

■ 医療保険による訪問看護の加算

			1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算			1日2回の訪問 450 円×訪問日数	1日2回の訪問 900 円×訪問日数	1日2回の訪問 1,350 円×訪問日数
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者または、特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上の訪問看護を行った場合			1日3回以上の訪問 800 円×訪問日数	1日3回以上の訪問 1,600 円×訪問日数	1日3回以上の訪問 2,400 円×訪問日数
長時間訪問看護加算			520 円／回 週 1 回を限度	1,040 円／回 週 1 回を限度	1,560 円／回 週 1 回を限度
長時間訪問看護加算 1回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合					
夜間早朝訪問看護加算			210 円／日	420 円／日	630 円／日
夜間(18 時から 22 時)又は早朝(6時から8時)の時間に訪問看護を行なった場合					
深夜訪問看護加算			420 円／日	840 円／日	1,260 円／日
深夜(22 時から翌 6 時)の時間に訪問看護を行なった場合					
複数名 訪問看護 加算	看護 師 等	同一建物人数 2 人以下 週 1 回限り	450 円/日	900 円/日	1,350 円/日
		同一建物人数 3 人以上 週 1 回限り	400 円/日	800 円/日	1,200 円/日
	准 看 護 士	同一建物人数 2 人以下 週 1 回限り	380 円/日	760 円/日	1,140 円/日
		同一建物人数 3 人以上 週 1 回限り	340 円/日	680 円/日	1,020 円/日
	看 護 補 助 者	同一建物人数 2 人以下 1日 1 回	300 円/日	600 円/日	900 円/日
		同一建物人数 3 人以上 1日1回	270 円/日	540 円/日	810 円/日
		同一建物人数 2 人以下 1日 2 回	600 円/日	1,200 円/日	1,800 円/日
		同一建物人数 3 人以上 1日 2 回	540 円/日	1,080 円/日	1,620 円/日
		同一建物人数 2 人以下 1日 3 回	1,000 円/日	2,000 円/日	3,000 円/日
		同一建物人数 3 人以上 1日 3 回	900 円/日	1,800 円/日	2,700 円/日

	同一建物人数 2 人以下 特別な管理を必要とする利用者等以外を訪問した場合	300 円/日	600 円/日	900 円/日
	同一建物人数 3 人以上 特別な管理を必要とする利用者等以外を訪問した場合	270 円/日	540 円/日	810 円/日
24 時間対応体制加算 電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合		640 円／月	1,280 円／月	1,920 円／月
特別管理加算 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレの使用、留置カテーテルの使用等の特別な管理を必要とする者		500 円／月	1,000 円／月	1,500 円／月
特別管理加算 その他の特別な管理を必要とする者 (在宅人工呼吸指導管理、真皮を越える褥瘡等)		250 円／月	500 円／月	750 円／月
特別管理指導加算 退院時共同指導加算算定時に特別な管理を必要とする者に対して算定する		200 円／回	400 円／回	600 円／回
退院支援指導加算 保険医療機関から退院するにあたって、療養上必要な指導を行った場合		600 円／回	1,200 円／回	1,800 円／回
退院時共同指導加算 保険医療機関に入院中または、介護老人保健施設もしくは介護医療院に入所中で退院退所時に在宅療養に利用者または家族に指導する場合		800 円／回	1,600 円／回	2,400 円／回
在宅患者連携指導加算 利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により、情報共有を行い、看護師等(准看護師を除く)がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合に算定します。		300円／月	600円／月	900円／月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 在宅療養を行っている利用者の状態の急変等に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問診療等をしている歯科医や薬局の		200円／回 月2回まで	400円 月2回まで	600円 月2回まで

薬剤師、介護支援専門員と訪問看護師等（准看護師除く）とで共同で患者宅を訪問しカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定します。			
看護・介護職員連携強化加算 算定要件は下記の通りです。 1) 24 時間対応体制加算を地方厚生（支）局長に届出をしている。 2) 喀痰吸引等業務を行う介護職員等の支援を行う。 ・喀痰吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言 ・介護職員等と同行し、利用者の居宅において喀痰吸引等の業務の実施状況について確認 ・利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合 3) 介護職員等と同行訪問を実施した日、または会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に算定する。	250 円／月	500 円／月	750 円／月
訪問看護情報提供療養費1 当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して情報を提供した場合。利用者一人につき1回限り算定	150 円／回	300 円／回	450 円／回
訪問看護情報提供療養費3 保険医療機関に入院中または、介護老人保健施設もしくは介護医療院へ入院入所するときに情報提供した場合。利用者一人につき1回限り算定	150 円／回	300 円／回	450 円／回
訪問看護ターミナルケア療養費 1 在宅で死亡した利用者に対して、主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について利用者およびその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合	2,500 円／ 死亡月に1回	5,000 円／ 死亡月に1回	7,500 円／ 死亡月に1回
訪問看護ターミナルケア療養費 2	1,000 円／ 死亡月に1回	2,000 円／ 死亡月に1回	3,000 円／ 死亡月に1回